

物品買入れ等の公表及び受注希望受付実施要綱

平成 19 年 1 月 18 日

18 葛総契第 206 号区長決裁

改正 平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号

平成 25 年 11 月 20 日 25 葛総契第 604 号

平成 28 年 3 月 23 日 27 葛総契第 849 号

令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が発注する物品の売買又は借入れ、印刷製本の請負、委託等の契約（以下「物品買入れ等」という。）の内容を公表し、受注希望を受け付けることにより、業者の受注意欲や実情を把握し、競争入札の透明性、競争性、公平性を確保することを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱の対象となる物品買入れ等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 予定価格が 4,000 万円以上の建物総合管理業務委託及び建物清掃業務委託
- (2) 予定価格が 500 万円以上の物品の買入れ
- (3) その他特殊な物品買入れ等で総務部長が必要と認めるもの

(公表日等)

第 3 条 物品買入れ等の公表（以下「公表」という。）は、随時行うものとし、その期間は、案件ごとに定める。

(公表の方法)

第 4 条 公表は、総務部契約管財課の掲示板、葛飾区公式サイト及び東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達」という。）により行う。

(公表の内容)

第 5 条 公表の内容は、葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号。以下「規則」という。）第 10 条に規定する事項その他入札に関し必要な事項とする。

- 2 電子入札案件以外にあっては、前項による公表の内容及び物品買入れ等発注予定表（別記様式第 1 号）を公表する。

(受注希望者の資格)

第6条 公表された物品の買入れ等の受注を希望することができる者(以下「受注希望者」という。)の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第6条又は第35条に基づく入札参加資格審査登録者で、案件ごとに指定した業種での登録があること。
- (2) 葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準(平成21年3月31日20葛総経第339号区長決裁)に基づく指名停止中又は指名保留中でないこと。
- (3) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年10月29日24葛総契第539号区長決裁)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) その他案件ごとに設定した要件に該当すること。

(一般競争入札参加資格申請の提出)

第7条 受注希望者は、電子入札案件の制限付一般競争入札にあつては、電子調達の電子入札サービスから一般競争入札参加資格確認申請書に必要事項を入力し、送信するものとする。

- 2 前項以外の制限付一般競争入札にあつては、受注希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(別記様式第2号)に必要事項を記入し、総務部契約管財課に提出するものとする。
- 3 受注希望者は、前2項による一般競争入札参加資格申請にあたり書類提出の指示がある場合は、指定された方法で提出しなければならない。

(希望票の提出及び取扱い)

第8条 受注希望者は、電子入札案件の公募型指名競争入札にあつては、電子調達の電子入札サービスから希望票に必要事項を入力し、送信するものとする。

- 2 前項以外の公募型指名競争入札にあつては、受注希望者は、希望票(別記様式第3号)に必要事項を記入し、総務部契約管財課に提出するものとする。
- 3 受注希望者は、前2項による希望票の提出にあたり書類提出の指示がある場合は、指定された方法で提出しなければならない。
- 4 受注希望者より提出された希望票は、指名業者選定の参考とする。

(特例)

第9条 緊急を要する場合その他特別の取扱いを必要とする物品買入れ等については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日20葛総契第335号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 11 月 20 日 25 葛総契第 604 号）

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 3 月 23 日 27 葛総契第 849 号）

この要綱は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

付 則（令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号）

この要綱は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。